

国家安全保障会議の創設に関する有識者会議の開催について

〔平成25年2月14日〕
内閣総理大臣決裁

1. 趣旨

我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、内閣を挙げて外交・安全保障体制の強化に取り組む必要があるとの問題意識の下、外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議の創設に向けて、そのあるべき姿について検討するため、「国家安全保障会議の創設に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官兼国家安全保障強化担当大臣及び内閣総理大臣補佐官（国家安全保障会議担当）並びに別紙に掲げる有識者により構成し、内閣総理大臣を議長とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係閣僚その他関係者の出席を認めることができる。
- （2）会議は、議長が主宰する。議長は、必要に応じて議長代理を指名し、会議の主宰を代行させることができる。

3. その他

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

(別紙)

国家安全保障会議の創設に関する有識者会議 有識者

青 山 繁 晴	株式会社独立総合研究所代表取締役社長
漆 間 巖	元内閣官房副長官
折 木 良 一	前統合幕僚長
金 子 将 史	PHP総研主席研究員
中 西 輝 政	京都大学名誉教授
西 原 正	平和・安全保障研究所理事長
増 田 好 平	防衛省顧問(元防衛事務次官)
宮 家 邦 彦	立命館大学客員教授
宮 崎 緑	千葉商科大学政策情報学部長
谷 内 正太郎	内閣官房参与(元外務事務次官)